

○筑紫野市マスコットキャラクター使用取扱要綱

令和6年9月5日要綱第46号

筑紫野市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑紫野市マスコットキャラクター「つくしちゃん」及びサブキャラクター(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、筑紫野市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ筑紫野市長(以下「市長」という。)の承認を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市が委託する事業等で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)に定める著作権の制限に該当するとき。
- (5) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、筑紫野市マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の個人、団体、政党、思想又は宗教を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(5) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。

(6) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用を承認するときは筑紫野市マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは筑紫野市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項又は第8条第2項の規定による使用の承認(以下「使用の承認」という。)をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 キャラクターの使用期間は、原則2年間を限度とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 使用の承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 定められた色、形状等を変更しないこと。

(5) キャラクターに近接して、「筑紫野市公式マスコットキャラクター」の文字を冠してキャラクターの名称を表記すること。

(使用の承認内容の変更)

第8条 使用者が、使用の承認の内容について変更しようとするときは、筑紫野市マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第4号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、筑紫野市マスコットキャラクター使用変更承認等通知書(様式第5号)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(使用の承認の取消等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第3条第1項又は前条第1項の規定による申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、筑紫野市マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消されたものは、キャラクターの使用を、速やかに、中止するものとする。

(賠償責任等)

第10条 市は、キャラクターの使用の承認又は前条第1項に規定する承認の取消しに関し、使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した物品等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月20日から施行する。